

平成 30 年第 2 回（6 月）大磯町議会定例会

議 案 第 26 号 説 明 資 料

平成 30 年 5 月 31 日

大磯町営住宅管理条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
改正資料	-----	2
新旧対照表	-----	3～5

福 祉 課

大磯町営住宅管理条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）の一部が施行され、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部が改正されたことに伴い、大磯町営住宅管理条例について、規定の改正を行うものです。

○ 改正内容

（1） 認知症である者等の収入申告義務の緩和

公営住宅法の一部が改正され、公営住宅入居者である認知症である者等の収入申告義務の緩和の条文が追加されたことに伴い、次に掲げる認知症である者等の町営住宅入居者が、収入の申告をすること及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、当該入居者の申告によらずに、本町が官公署における必要な書類の閲覧等により当該入居者の収入を把握することができるようにします。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（イに掲げる者を除く。）

エ アからウまでに掲げる者に準ずる者

（2） 政令の一部改正に伴う引用条項の整理

公営住宅法の一部改正に伴う公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）等の一部改正により生じた引用条項の整理を行います。

（3） その他

規定の整理を行います。

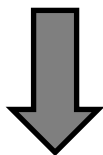
（4） 施行期日

施行日は、公布の日とします。

○ 改正資料

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第7次地方分権一括法） 【10法律を一括改正】

- ①就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- ②子ども・子育て支援法
- ③児童福祉法
- ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- ⑤地方自治法
- ⑥農業災害補償法
- ⑦森林法
- ⑧国土利用計画法
- ⑨行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- ⑩公営住宅法



公営住宅法の改正概要

公営住宅の入居者で認知症である者等の収入申告義務の緩和

【改正前】

入居者の毎年度の収入申告をもとに家賃を決定し、収入申告がない場合は、近傍家賃をもとに家賃を決定する。



【改正後 **追加**】

認知症である者等の入居者からの収入の申告等が困難と認める場合、事業主体が官公署の書類の閲覧等により把握できた収入状況により家賃を設定可能にする。

大磯町営住宅管理条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略</p> <p>第1条 省略 (用語の定義)</p> <p>第2条 省略 (1) 省略 (2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第1条に規定する施設をいう。 (3)～(5) 省略</p> <p>第3条～第5条 省略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 省略 (1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略 (1)～(7) 省略 (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当するもの ア・イ 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>第7条～第13条 省略 (家賃の決定)</p> <p>第14条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合(次条第1項ただし書に規定する場合を除く。)において、第39条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p>	<p>目次 省略</p> <p>第1条 省略 (用語の定義)</p> <p>第2条 省略 (1) 省略 (2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第1条に規定する施設をいう。 (3)～(5) 省略</p> <p>第1条～第5条 省略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 省略 (1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略 (1)～(7) 省略 (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当するもの ア・イ 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>第7条～第13条 省略 (家賃の決定)</p> <p>第14条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第39条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p>

改正案	現行
<p>2・3 省略 (収入の申告等)</p> <p>第15条 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。 <u>ただし、入居者が省令第8条に規定する者であって、収入を申告すること及び第39条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入をもって申告したものとみなす。</u></p> <p>2 前項に規定する収入の申告は<u>省令第7条</u>に規定する方法によるもののほか、規則で定める。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第16条～第35条 省略 (町営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第36条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第37条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除去に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>第38条～第52条 省略</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>公布の日から施行する。</u></p>	<p>2・3 省略 (収入の申告等)</p> <p>第15条 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は<u>公営住宅法施行規則第8条</u>に規定する方法によるもののほか、規則で定める。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第16条～第35条 省略 (町営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第36条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第37条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除去に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>第38条～第52条 省略</p>

改正案

現行

(経過措置)

2 この条例による改正後の第14条第1項及び第15条第1項の規定は、平成31年度以降の年度の町営住宅の毎月の家賃について適用する。